

第2回 埼玉県社会的養育推進計画検討委員会 議事録

- 1 日時 令和元年5月14日(火)13時30分～16時00分
- 2 場所 埼玉会館 5B会議室
- 3 次第 開会
1. 「埼玉県社会的養育推進計画」骨子案について
2. 今後の日程について
閉会
- 4 出席委員 栗原委員長、宮島委員、早川委員、丑久保委員、柴崎委員、石井委員、西川委員
- 5 出席職員 細野少子化対策局長
(説明者等) こども安全課 岩崎課長、服部副課長、飯塚主幹、中田主幹、小宮主査、内田主査、楠主査
- 6 配布資料
1. 出席者名簿
2. 配席図
3. 資料1「埼玉県社会的養育推進計画第2回検討委員会 資料」
4. 資料2「埼玉県社会的養育推進計画」策定スケジュール(案)
5. 参考1「第1回議事録」
6. 参考2「施設団体からの資料」
7. 参考3「埼玉県社会的養育推進計画の策定」に関する意見・要望書(埼玉県里親会)

<開会>

- 事務局 本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。ただ今から、第1回埼玉県社会的養育推進計画検討委員会を開催いたします。
本日、司会進行を務めます、埼玉県福祉部こども安全課養護担当主幹の中田と申します。
議事に先立ちまして、埼玉県福祉部少子化対策局長の細野からご挨拶を申し上げます。
- 細野局長 あらためまして、こんにちは。今日は第2回の埼玉県社会的養育推進計画検討委員会を開催させていただきました。委員の皆様方には2時間半という貴重なお時間をいただいて、いろいろな形で意見交換、御質問、御提案をいただければと考えております。
今年度中に社会的養育推進計画を県として策定するわけですけれども、私、こども安全課の職員にこんなお話をしました。計画を作るというのは労力もかかりますが、実は計画を作ることに携わるってことが非常にプラスな面がございます。
まずはいろいろな方の意見を聞く機会がある。あと、いろいろなことを調査やアンケートをする機会があると。これは、社会的養育はもちろんですけれども、それ以外の児童福祉に関する分野でもヒントが得られて、今後の政策立案に大変役に立つ。だから、皆さん、計画を作ることを前向きに捉えて、感謝した方がいいと申し上げました。
私自身も計画調整課長の時に県の計画作りに携わりましたが、その時思ったことが2点ございます。
まず1点目は、計画を作るということは美しい文言を並べるものじゃなくて、具体的に何をやるのかということを書かなきゃ意味ないと。なぜならば、具体的に何をやるかが無ければ、PDCA サイクルが回せないんですね。PDCA サイクルっていうのは、Cの部分重要で、ここを評価・検証するために何をやるのか。

単に何とかを推進しますではなくて、こういうことをして推進していくんだと、それはしっかり書いていこうじゃないかというお話をさせていただきました。

2点目は、計画というのは理想と現実のバランスかなと思います。高い目標を掲げて上手いかないと気にして、それで目標を下げてしまうとこれは本末転倒ということになります。だから、あんまり現実を直視し過ぎるといい計画は作れないのかなと思います。

一方で理想を追いかけ過ぎると現実の問題に対応できなくなる恐れもある。やはり、計画の中には希望や夢もなければいけません。また、現実には課題危機があるわけですから、これも解決しなければなりません。そういう意味で理想と現実のバランスをとった計画を作っていきたいと考えております。

こうしたことも踏まえまして、ぜひ、忌憚ない御意見をいただいて、良い計画づくりをさせていただければと思いますので、御協力のほどよろしく申し上げます。

●事務局 続きまして、県の人事異動に伴いまして委員の変更がありましたので御紹介いたします。

広瀬正幸委員の後任として埼玉県中央児童相談所所長に就任された西川達男委員でございます。

なお、小寺委員は本日所用のため欠席するとの連絡がございましたので、本日は7名の委員の方に検討を行っていただきます。

続きまして、4月1日に人事異動がございました関係で改めて県の出席者を紹介させていただきます。

お手元の「出席者名簿」を御覧ください。

こども安全課長の岩崎でございます。

同じく、副課長の服部でございます。

同じく、主幹の飯塚でございます。

同じく、主査の内田でございます。

同じく、主査の小宮でございます。

同じく、主査の楠でございます。

同じく、主任の小濱でございます。

それでは議事に移らせていただきます。

栗原委員長、議事の進行をよろしく願いいたします。

<骨子案について>

●栗原委員長 前回、項目立てをして骨子案を事務局に御準備いただくということでした。資料の骨子案と施策後の取組について、事務局側に説明をいただきたいと思っております。

●事務局 まず、1点、御報告いたします。前回の議論で、公聴会についての御意見がございました。これについては、施設入所児童や里親、市町村などの関係者にアンケート調査やヒアリングを行い、その意見を盛り込んでいくこと。あるいは今回の計画は埼玉県子育て応援行動計画といった総合計画の社会的養育の分野に定めることを予定しており、こちらのほうは広く県民コメントで御意見を賜ることを予定しております。

このように県民の皆さまの声を聞く機会は確保しておりますので、これらをもって公聴会に代えさせていただければと思います。御理解くださるようお願いいたします。

●石井委員 公聴会について、御提案されたのは小寺委員だったと思いますが、本件については小寺委員には御説明は済んでいますか。

●岩崎課長 小寺委員に説明をいたしましたところ、いろいろな意向聴取の方法を確保していただいているようなので、そちらで御意見をいただければと、御理解をいただいております。

●事務局 小寺先生のほうから、本日、皆さまに事前配布した資料の関係で、2つほどコメントを寄せていただきました。1つは、今回のレジュメのように、新しく取り組むべきところをピックアップしていただいたことはとても分かりやすいというコメント。

もう1つが、広聴会に関しては、意向聴取において丁寧な聞き取りを期待しておりますというコメントをいただいております。

- 宮島委員 質問です。広聴会に代わるものを御予定いただいたということで、御提案をされた小寺先生も納得をされた。最後に県民の方に案を作って、パブリックコメント等を設ける機会が、確かあったような、なかったような、そういう機会が1度も、策定過程の中にないとまずいかなと思うので、それがあつかの確認をさせていただきます。
- 栗原委員長 今、県民コメントパブリックコメントのことをお願いします。
- 事務局 県の埼玉県子育て応援行動計画という子供関係の総合計画の方も策定期間を同じくして、来年度から新しい計画を作る形になっております。この中の社会的養育の分野等の計画としても位置付けますので、本体の子育て応援行動計画全体の中で、県民コメントで皆さまから意見を頂戴することを予定しているところでございます。

<資料1埼玉県社会的養育推進計画第2回検討委員会資料>

- 事務局 お手元の資料1、埼玉県社会的養育推進計画第2回検討委員会資料をご覧ください。まずは、1ページから5ページまでを説明します。

1ページの計画骨子案です。まず、策定の趣旨ですが、平成28年度の児童福祉法の改正により、子供の権利保障、家庭養育優先の原則を徹底し、子供の最善の利益の実現に向けて、社会的養育に関する計画を策定するものです。

この計画の位置付けですが、子供関係の総合計画ともいえる埼玉県子育て応援行動計画の社会的養育分野について定める計画といたします。併せて、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間といたします。

本件の最上位計画である埼玉県5カ年計画や子供関係の総合計画である埼玉県子育て応援行動計画の期間が5年となっております。

国の通知でも様々な計画との整合を図ることや、地域の実用に応じて作成することが謳われており、埼玉県の計画の基本は5年なので、今回は前期計画として5年計画を作成したいと考えております。

続きまして、理念ですが、児童福祉法の改正趣旨を踏まえて、子供が権利の主体であること、全ての子供の最善の利益を目指すこと、子供の家庭養育優先であることなどを盛り込むこととしております。

現状と課題ですが、現状を示す主なデータとして、幾つか掲げております。例えば、児童相談所における相談体制の状況、虐待通告案件・対応、一時保護の状況、子供電話相談、あるいは子供の権利擁護委員会の状況、市町村の子供家庭支援の状況であったり、里親、特別養子縁組の状況、乳児院、児童養護施設等の施設の状況、それから国のほうからこれは掲げるようにという案内のある代替養育が必要な子供の数であるとか、施設退所者の自立の状況、そういったところをデータとして考えてございます。

他に入れたほうがよいデータや、あるいは、これはいらないのではないのかというようなデータ等ございましたら、御意見等いただければと考えております。

続きまして、施策体系でございます。国の通知では都道府県計画に記載すべき事項を11項目、掲げておりますが、県民に分かりやすくするためには少し工夫して整理したほうが良いのではないかと考えまして、このような体系としております。施策の方向性としては大きく二つございます。

一つは子供を虐待等から守る地域づくり、もう一つが社会的養護の充実です。それぞれに四つの施策をぶら下げるといったような体系としております。

また、これらに関する取組を推進することによりまして、右にございます目標の位置に、里親等の委託率であったり、児童養護施設等退所者の大学等進学率といった目標の達成に努めていくこととしております。

続きまして、2ページをご覧ください。施策、主な取組を御紹介します。

まず、施策の方向性1、子供を虐待等から守る地域づくりですが、四つの施策のうち一つ目、市町村の子供家庭支援相談体制への支援でございます。こちらのほうも幾つかございますけれども、皆さまの意見を踏

まえながら、新たに追加したり削除するなどして固めていきたいと考えております。

個別の内容を確認する前に下の注意書きをご覧ください、白い菱形のマークの取組が現行の子育て応援行動計画にも記載されて、既に取り組みが実施されているものであり、黒い菱形のマークの取り組みが国の理念等に記載されている取組や、あるいは時代に合わせて新たに取り組んだほうが良いのではないかとということで、今回、新たに追加しているものでございます。

主な取組については、例えば、今申し上げた1の市町村関係ですと市町村向け研修事業の充実や虐待対応のマニュアルの整備であるとか、市町村職員向けの研修の実施などによる専門化への支援、あるいは新しい取組として、各市町村における子育て世代包括支援センター、子供家庭総合支援拠点など、相談体制の整備支援、あるいは母子生活支援施設の活用促進などを取組として掲げております。

二つ目の施策の児童相談所の体制・機能強化ですけれども、例えば、既存の取組等ですと、児童福祉司など専門職員の採用・育成、研修等の組織・体制の強化、警察官OBの配置、警察との共同訓練などの推進、新しいものとして、警察との情報共有の推進であるとか、中核市での設置促進、支援、そういうところを掲げてございます。

3ページをご覧ください。三つ目の施策は児童虐待防止の取組強化・一時保護の充実です。例えば、既存の取組として、死亡・重大事故の第三者委員会での検証、再発防止、オレンジリボンキャンペーン等の普及啓発活動の実施、あるいは、新しい取組として一時保護の受皿確保、整備検討、里親や施設への一時保護委託の推進などを盛り込んでございます。

四つ目は子供の権利擁護です。既存の取組は、子供の権利ノートの配布、活用、電話相談窓口、子供スマイルネットによる子供に関わる全ての悩みの相談受付、新しいものとしては、例えば、子供の権利擁護委員会による子供からの意見聴取、子供の権利擁護、そういったものを盛り込んでございます。

もう一つの大きな方向性として、社会的養護の充実を掲げております。こちらも四つ施策ございまして、一つ目ですが、里親等の委託の推進があります。例えば、既存の事業ですと、里親等委託の整備、里親支援専門相談員の配置、里親制度の普及啓発とか、3番目にございますが、小規模住居型児童養育事業、ファミリーホームの開設促進、新しい取組として、フォスタリング事業の拡大など民間と連携した里親登録の促進、里親委託強化推進を活用した保護者の理解促進、および同意の拡大を盛り込んでおります。

二つ目の施策として特別養子縁組等の推進がございまして。こちらですと、例えば、児童相談所等における特別養子縁組等の推進と成立後のフォローの実施、あるいは特別養子縁組制度に関する推進、実親の理解促進、そういったものを掲げてございます。

5ページをご覧ください。三つ目の施策として、児童福祉施設の体制整備、人材確保・育成がございまして。その中で主な取組として、二つ目の小規模グループケアの促進、あるいは5番目の施設機能強化に必要な職員の増員、雇用継続の支援、新しい要素としては、高機能化の推進、施設の多機能化、専門的ケアを行う施設の機能強化、国の措置費、支援策の活用・要望などを掲げてございます。

最後になりますが、四つ目の入所児童等の自立支援ですが、既存の取組では、自立援助ホームへの支援、児童の自立に資する支援、児童養護施設退所児童等の進学、就労、生活の総合的支援。新しいものとしては、入所児童に対する支援、進学、就労が困難な児童に対する支援機関との連携強化、そういったものを盛り込んでおります。現時点ではこのような取組を記載することを案としております。

なお、6ページ以降の説明はあらためて行います。

<委員の質疑、意見交換等>

- 栗原委員長 計画骨子案ということで、1ページから5ページまでの説明を受けました。

まず、最初の策定の趣旨から位置付け、施策の体系など1ページに書かれている内容について、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。

- 石井委員 第1回議事録の3ページに前回の会議では厚生労働省から1番から10番ということで、一つ一つについて計画を記載していくということでしたが、今日のレジュメの1ページの5、施策体系で大きく1と2に分け、それぞれ、(1)から(4)ということで8項目になっています。新たにこの体系にされた理由についてお伺いしたい。

- 岩崎課長 1から11項目に羅列されて取り組むようにと掲げてあったので、一般の県民の方に分かりやすいように、虐待から子供たちを守るというカテゴリーと社会的養育の充実というように、大きく分けて盛り込むという仕分けをしております。
- 石井委員 仕分けをして分かりやすくとは良いことですが、両方見ながら漏れがないように進めることを丁寧にやらねばいけないと感じたので、整理分類をし直された趣旨を伺いました。
- 岩崎課長 取組についてはきちんと整理していきたいと思っております。
- 事務局 今回、施策の体系を見直していますが、国の求める項目についてはそれぞれの項目に落とし込んで、漏れがないような形で計画を作成します。
- 早川委員 推進計画の策定は10年毎に行うと聞いた気がしたのですが、今後は5年毎に策定していくのでしょうか？
- 岩崎課長 5年間とは、今回、県の最高計画と整合させるため5年という計画とし、5年ごとに分けて定めたいと思います。国も前期と後期という形で、後期も5年間、定めるようになっております。
- 早川委員 5年後に推進計画を策定する時に、今回の計画では数値目標も出てきているので、「今回の推進計画がどこまで達成できたのか」など、「計画の振り返り」をまずやっていただき、その上で次の推進計画の策定を行えるとすごく検討しやすいと思います。計画の振り返りは委員会がやるのか、調査チームが必要なのか——など、どのようにやるのかの議論はあると思いますが、そういう形を取っていただければと思います。
- 岩崎課長 わかりました。
- 細野局長 早川委員がおっしゃるとおり、検証なくして次の計画というのは、本来、あり得ないと思います。今回はこの5年間の計画を作るのですが、次の5年間の計画を作るに当たっては、単に最後の5年目で検証するというのではなく、毎年、この計画について、1年間の進行管理をしながら中間年当たりで、外部の方の意見も参考にしていきたいと思っております。そして、残りの5年間の後半では外部の有識者の御意見を聞いて、予算事業に反映させて、残りなんとか2年で当初の目標を達成しようとか、そうした運用をしていきたいと思っています。
- 早川委員 計画の遂行状況を見守るために外部の人を入れたり、児童福祉関係者に意見を聞いて計画の微調整をすることも当然あると思います。前の計画の振り返りは、次の計画策定の参考になると思うので、ぜひ、お願いしたい。
- 宮島委員 まさにこの会議が外部の意見を聞く一つの機会だと思います。石井委員、早川委員がおっしゃったこと、二つに絡んで考え事を述べ、資料1ページの記載について幾つか質問をさせていただきます。11項目を全部で二つに分けて8にすること。県民の方に分かりやすいようにするというのは理解できますし、支持いたします。ですから、反対意見ではないんですが、石井委員の御意見と大体同じかなと思いますが、国が11項目を出したということにはとても意味があると考えます。厚労省の子供家庭局長の通知でも、これは相互に関連して、全体が結びついているので一体として進むことに意味があるとされています。家庭養護をとにかく推進するということの数値だけが一人歩きをして、新聞にもたくさんの記事が載りました。そのために関係団体等は大もめにもめてまいりましたので、そこで、特定のところだけに注目するのではなくて、全体的に変えていかないといけないという趣旨があったと理解しております。ぜひ、全体を見る意味でも、これが県民の方に分かりやすいという整理の仕方と、その中に、国が示した

11 項目がバランスよく盛り込まれているという、何らかの記述や解説とがあるべきだと考えます。これが 1 点目です。

二つ目、長期的なビジョンにも立つ必要があることを申し上げます。新しい社会的養育ビジョンの 10 年の前にも計画があって、「社会的養護の課題と将来像」に基づく推進、ここでは十数年と言っていた。大体、15 年ぐらいがイメージされて、それぞれ、家庭養護とグループホームと施設養護。施設養護も小規模のものです、それぞれを 3 分の 1 ずつにするとしていました。

この 3 分の 1 ずつでも 15 年ぐらいはかけないと、国をあげての大転換で、難しいんじゃないかっていうことで、十数年かけるという計画だった。それさえもが現場からは猛反発を受けたんですけど、今回は 10 年間で、乳幼児については 75 パーセント、全体では 50 パーセント以上だとなった。そんな短い間でこれだけの改革がなし遂げられるのかということ、私はそう申し上げてきた側です。

方向性は、国が出しているものに賛成するけれども、現場を実際に変えるには本当に地道な努力が必要だと言ってきました。局長がおっしゃったように、理想と現実のバランスということを考えていかなければいけない、無責任なことではいけないと考えます。

そういう面では、5 年を区切りとしてというのは分かるのですが、一方でこの 5 年というのは全体の改革のイメージの中のどういう位置付けなのかということが明らかにされないと、今の体制のままで、ただ頑張ろうみたいなことでは危険性もあると思いますので、現実を踏まえた計画として 5 年を示すけれども、長期のビジョンの中での 5 年であるということはどこかで御提示していただかないと、推進は難しくなるのではないかと懸念します。

●細野局長 今の委員のお話を持ち帰って検討しなければいけないんですけども、一つの考え方として、今、施策体系のところ、大きく施策の方向性を二つ掲げています。それぞれの施策に対して(1)から(4)で四つずつ、具体的な施策を掲げていますが、当面 5 年間何をやるべきかを書くわけですが、施策の方向性のところ、長期的な視点で、視野にはこの辺を入れてるということを書く、少し先をしっかりと見据えてることを示すやり方もあるのかなと思いました。

●栗原委員長 どうぞ、お願いいたします。

●宮島委員 本当に細かい点ですけど、資料の“こども”という表記です。こども安全課、認定こども園、全部、平仮名です。他にも子供の電話相談は子供。子供の権利委員会は、このページは漢字になっていますが、3 ページでは平仮名表記です。子供の権利ノートは子供になっている。

これは立場によって使い分けがこの業界にある現実の反映だと思います。児童の権利に関する条約を子どもの権利条約とするか、児童の権利に関する条約とするか、非常に大きな議論がありました。東京都の市町村が設置している子供家庭支援センターも、ずっと自由で子供の“ども”が平仮名だったのが、数年前から、お金を出している都の側から、全部、漢字で統一するよという動きがありました。今度新たに制定された、子供を虐待から守る条例についても漢字が使われました。

思想的な立場とかで使い方が明確に違う例も見られるので、これは子供というのを今回、全部、漢字でそろえてきていること、これには意味があるのか、ないのかということについてお聞きします。大事なことだと思いますので。

●細野局長 上位計画の埼玉県子育て応援行動計画。前回、計画を定めるとき、“こども”の“ども”を平仮名なのか、漢字なのかという話がありまして、埼玉県子育て応援行動計画は基本、漢字を使うと。ただ、固有名詞で平仮名を使っている場合はその表記にしております。

●宮島委員 1 ページの施策体系の記述についてお聞きします。まず、二つに分けて、それぞれを四つに分ける。この整理は、分かりやすく見やすいとは思いますが、一時保護の充実については、一時保護は児童相談所が実施するものです。委託一時保護はあるにしろ。少なくとも実施は児童相談所が行う、都道府県が行う業務です。そうだとすれば、これは項目 2 にも入る。項目 3 に置いたのは…。ここは、迷うところだ

と思います。

私は、国の委員をやったときも、一時保護が1番重要、しかし変革が難しいということをこだわって言い続けてきました。一時保護は本気で取り組まないと1番厳しいものだと考えます。

この3、4年の間に、新たに開設された一時保護所を10カ所くらいは見て来ています。この中で、埼玉県内でもさいたま市児童相談所の新庁舎は非常にお金がかけていると感じました。数年前に見学させて頂いた越谷児童相談所の一時保護所も含めて、ある程度、個室を中心にしたものが増えて来ています。ただし、空間が広がると難しい、運営が大変だと思います。今日は、西川所長がいらっしゃいますが、中央児童相談所の一時保護所の様子を・・・。

- 西川委員 率直に言いますが、子供の権利擁護を極めて守りにくい状況がそのままになっていると。早急に何とかしないといけないのではないかと。ただ、予算とか人員配置など全部関わるので、簡単にいく話ではないだろうと思いますが1の(2)と(3)のどっちに入れるという問題ではなくて、一時保護というのは独立して、一つ項目をあげるぐらいの意識で取り組むということはあるのではないかと思います。

また、国からの虐待ケースの全件の見直しが3月にあったり、警察との連携とか。今朝も、新聞には野田のケースについて、児相の判断が間違っただけじゃないかといった記事が出るなど、児相の対応が注目を浴びている。一時保護というのは本気で取り組むべきものなので、意見としてはこの四つの項目の中ではなくて、独立した項目として考える、緊急的な課題ではないかと思いました。

- 岩崎課長 児童虐待防止の事業の一連の取組ということで、少し一緒に整理をさせていただきました。おっしゃるように一時保護は国の通知でもかなり強調された表現で、本気で取り組んでほしいというメッセージも受け取っているところがございます。また、全体のどういった取組を書き込むかも踏まえて、全体のバランスの中で宿題という形で考えてもよろしいでしょうか。

- 柴崎委員 児童虐待防止の取組みについては、児童福祉法の一部を改正する法律が国会で決議され、早くも令和2年度から、項目によっては始めてくという動きになっています。埼玉は埼玉じゃなくて、国の施策を見ながら、それとの関連性のある推進計画を策定していく必要があると思います。

- 岩崎課長 改正法の関係も、反映した形で作りこんでいきたいと思っております。

<資料1・2頁>

- 栗原委員長 施策の方向性の1、市町村の子供家庭支援相談体制への支援と児童相談所の体制・機能強化というページです。先ほど説明がありましたけれども、既存の子育て応援行動計画に記載されているもので、黒がこの計画に新規に載せるものという区別があります。どうでしょう。質問、御意見等、賜りたいと思います。

<委員の質疑、意見交換等>

- 石井委員 この施策の1のところ、国の策定要項にもあるように、例えば、児童家庭支援センター機能の強化、設置に向けた計画を策定するという中で、現状3カ所しかないことも前回の会議でも触れられていましたが、このページのところに全く、児相センの言葉すら出ていませんが、こういうことをやっていかなければいけないですね。

- 岩崎課長 どこに入れ込むかですが、実は3ページ目に。児童家庭支援センター、白四角で5個目に入れおりますが、位置付けの場所についてどこが適当なのかという。

地域を強調するとすれば、1番に持っていき、市町村と同じ並びであれば、児童虐待防止の相談という業務に特化するとなってるので、御意見、もし頂戴できれば。

- 細野局長 そういうものはよくあることなので、重複するものは再掲で良いかと。
- 宮島委員 私も再掲をしていただいて、複数個所に記述していただくのが適当ではないかと思えます。児童家庭支援センターは、もともとは乳児院や児童養護施設に付置するという条件があったわけですが、その条件が取り払われた。しかも今後の在り方として多様な設置の仕方があると考えます。
従来は児童相談所の補完というイメージだったと思いますが、里親養育を支援するなど、機能のある程度絞って設ける。児童家庭支援センターを画一化せず、子供たちにとって特に大事なものを、養子縁組もそうで、養子縁組の斡旋事業を行う民間機関も出て来ていますけれど、それを公的に支援するのは難しい部分もあるでしょうから、児童家庭支援センターという形で内容がいいものであって、公的なお金が出せるのであれば、そういうものに特化した児童家庭支援センターの設置もあり得るんじゃないかと思えます。
施設は北部に偏っていますけれども、県南部に設けるようなことも考えられるのではないかと。これは、1回目の会議のときはかなり申し上げましたけれど、そういう部分も含めて、1のほうにも載せて、再掲という形で3に入れることが望ましいと思えます。
- 岩崎課長 了解いたしました。
- 栗原委員長 地域に対する相談支援のサービスと広く虐待防止で児童相談所の業務に関わるということとで再掲については支障はなかろうと思えます。また、2ページに戻っていただきまして、いかがでしょうか。
- 早川委員 このページは理念的なことが書かれていますが、結局のところ「これからの5年間、具体的にどのような施策をしていくのか」に尽きると思えます。例えば、児童家庭支援センターは非常にいい仕組みだと思えるのですが、この10年間全く増えないわけです。それに対して、この5年間の具体的な数値目標とか、設置促進のための具体的な財政的なサポートとかが必要だと思えます。
あと、ここに挙げられている中で一番実現が難しいと思うのは「中核市への児童相談所の設置促進」ですね。このことはこれまでもずっと言われてきていますか、全く進んでいないわけです。理念を掲げるだけでは5年後にも同じ議論をしてそうで、具体的な「設置促進のための支援策」を定めないと何も変わらないのではないかと思うのですが…。
- 岩崎課長 義務ではないので、相手方の意向もあるんですけども。毎年、意向は確認をして、働きかけはしているところです。今年度も直接出向いてお話してはいかがでしょうかと思っています。
それについては具体的に、例えば、さいたま市、政令市で移行になった、そのときの準備段階の話とか、準備に当たってどういうことやってかなければいけないとか、課題とか、できた後の効果とか、具体的なお話を持っていくながら、今年度も粘り強く、直接、出向いてって、御説明しようと思っております。ただ、相手がいることなので、具体的にいつ、どうなんだと言われると、難しいところです。
- 早川委員 具体的な支援策がないまま設置だけをお願いしても、中核市にアレルギー反応が起きると思えます。おそらく、「児童相談所を作ってほしい中核市ほど、作りたくない」と思うんです。作れば相談件数がどんどん増えて、経費が膨らむことがわかっているから。なので、設置に向けてのハードルが高いところではなく、作りやすいところから始めていくというやり方もあると思えます。数値目標を掲げても、かえってアレルギー反応を引き起こすだけになるかもしれません。ただ、児童家庭支援センターや子育て世代包括支援センターなどは具体的な設置支援策にも踏み込んでもらいたいと思えます。
- 岩崎課長 市町村におけるこういった拠点施設については、市町村にも意向を確認しまして、なるべく作っていただけるように働きかけていきたいと思っております。意向を踏まえて、文言等、ご提示させていただければと思っております。
- 宮島委員 2ページで4点、既に出ているものと重なりますが、1点目は今、早川先生が話題になされたと

ここで、市町村の子育て世代包括支援センターと、子供家庭総合支援拠点は法令上、市町村に設置の努力義務が課されていますので、それを踏まえて、しかも総合対策で、国でもそれを促進するために全国の全ての市町村にこれを置くんだというふうに、具体的に記述しています。

国の会議決定でも複数回確認されていることにも関わらず、埼玉県はそれを目指さないのかと、かなり後ろ向きではないかと感じます。実際、財政的な裏付けがないことは書き込めないまでも、今後、6月議会とか、参議院選挙とか、下手するとダブル選挙だというときに、この辺、一応、努力義務が法令上に書いてあるわけですから、目指すと書いた上で、5年後はこのぐらいの設置、箇所数を上げるというならば、理想と現実の両方を見据えた計画になると思うので、そういうような計画としていただきたいという要望が1点目です。

二つ目ですが、下の2のところです。弁護士との連携強化と書かれて、既存の内容が書かれてるということですが、今回の児童福祉法の改正案でも、また、国の市町村と児童相談所の体制強化に関わるワーキングチームのとりまとめ、社会的養育専門委員会のとりまとめでも、弁護士と医者については常時、やりとりができるようにするべきとされています。

弁護士については異論もあって、必ずしも配置ではなくて、多様な在り方もあるんじゃないかという意見も踏まえた上で、常時やりとりができるようにすることはされています。これをどうするのかという点。ただ連携強化という表現のままでいいのか。法令上は置くということになっていて、それが難しい場合はそれに代わる措置が認められるとされてはいますが、それは、法学部を出た児童福祉司がいるということでは駄目ですよということが言われていますので、連携強化という表現でとどめるのは、ちょっと違うかなと思います。

三つ目は医師の配置。必ずしも個人的には賛成ではないですけど、ただし、医師の専門的な知見を生かすということは不可欠で、それが項目として出てないということはどうでしょう。今日の朝日新聞の記事でも、死亡事件に関して医者が進言していたのにどう扱われたのかという内容載っていましたが、医学的な視点ちゃんとする、強化するということがここには書かれていないといけないのではないかと考えます。

もう1点だけ。警察との情報共有という表現がありますが、情報の共有をしても、それが活かさないのはかえって危ない。両社の垣根をなくして、情報が全部行ったり来たり、自由で良いのか。治安維持を目的とする組織と福祉を目的とする組織、互いに違い等があるので、むしろ一定のルールが必要じゃないか。これは相当に粘って、国のとりまとめにも入れていただけた内容なんです。情報共有の推進でいいのか、警察との連携の在り方を良くするという事なのではないか。情報はあるだけで、それを活かしていないということが少なくないので、ここは表現ぶりを検討していただけたらと思います。

- 岩崎課長 御意見、検討させていただいて、表現など、御提案させていただきたいと思います。
- 柴崎委員 宮島先生が申し上げた弁護士等の配置については、児童福祉法の一部を改正する法律では常勤でと示されています。前回のときに小寺先生が、私が常勤の弁護士は埼玉ではどう考えていますかと質問したときには、非常勤で十分だという意見がありましたので、今後は、この件について常時の弁護士とか、医者の配置等について、どのように県として考えていくかを検討していただければと思います。
それともう1点、クロナカクの母子生活支援施設の活用促進とありますが、全国乳児福祉協議会では「今後の乳児院のあり方」検討委員会を設置して議論しています。その報告書が8月には出される予定となっています。その検討委員会の中でも母子一体での保護というのを全乳協では考えています。それに関して家庭復帰後の必要な支援とか、養育指導等も乳児院は母子と一体で支援できる機能を持っています。母子を指導・養育しながら、将来的に母子生活支援施設にバトンタッチしていくということです。このことは、乳児院の多機能化の一つに入っています。そういった支援については、乳児院で出来ると全国乳児福祉協議会では考えています。
- 栗原委員長 母子生活支援施設の活用促進について、丑久保さんのほうで児童福祉施設の中での検討、多分DVがらみだろうと思うんですけど、具体的な考え方など、母子生活支援施設のほうから出てきますかね。
- 丑久保委員 2018年の児相への相談件数っていいですか、9,000件を超したわけでございまして、そういう意味では心理的虐待が圧倒的に増えたというような新聞記事が載ったわけでございます。とりわけ、DVがさら

に増加したと。前回、第 6 回目の私ども 9 団体の内容等どうでしょう。

- 早川委員 私も埼玉県の社会的養護関連9団体の会議に出ました。その中でも母子生活支援施設の方から「社会的養護関連施設の中で、母子だけは市町村の管轄で県の管轄ではないため、大切な施設であるにもかかわらず県の施策から抜けてしまいがちである」という話が出ていました。

一方で、里親委託率は「(里親＋ファミリーホーム) ÷ (児童養護＋乳児院＋里親＋ファミリーホーム)」という算出式なので、児童心理治療施設と母子生活支援施設の利用者数が増えると里親委託率が上がるため、「新しい社会的養育ビジョン」策定に関わられた山縣文治関西大学教授も母子生活支援施設の活用を推奨されています。

また、母子生活支援施設だけが、唯一親子を分離せずに一体で保護できるという施設構造を持っていることも大きいです。

母子生活支援施設は、どうしても「DV 被害を受けた母子が入居する施設」と見られやすいですが、DV 被害を受けていることを考えれば自然なことですが、被虐待児が多数入所しています。ですので、社会的養護を考える上でとても重要な施設なのに、市町村が管轄なので県の推進計画から見過ごされてしまうのではないかと危惧しています。先の 9 団体の会議でも、母子生活支援施設の位置付けを、これまでのような「DV 保護」という観点だけではなく、「児童虐待の保護」というように広げていけるとよいのではないかと、この話が出ました。

この推進計画の中でも、今後、母子生活支援施設を DV の保護の延長線上というだけではなく、社会的養護の重要な資源として活用していく必要があると思います。実際はすでに社会的養護の資源として活用されているので、今後さらに有効活用していく方針や、活用促進の具体的な中身を踏み込んで検討していただけたらと思います。

- 栗原委員長 あと、私のほうから警察との情報共有について、具体的にはどういう扱いになるんですかね。
- 細野局長 児相の情報についてはこども安全課でまとめて県警本部にデータを送って、他方、県警本部に各警察が問い合わせをすると、その児童が児相で取り扱いがあったケースか、どういう事案かがわかるというのが、今のやり方です。データ更新は月 1 回程度です。本年度、システムの開発をします。
- 岩崎課長 今は児相からの情報をこども安全課がまとめて警察本部に情報提供していますが、各児相と各警察署で情報共有がリアルタイムでできるような新しいシステムを作っているところです。今年中ぐらいには出来上がるかなというふうに考えています。
そうすると、今までは児童相談所を統括することも安全課と警察本部のほうで情報共有していましたが、今度は本部を経由しないで、各児相と警察署で、リアルタイムで情報共有できるというものです。
- 宮島委員 警察との連携が重要だという認識は進めなきゃいけないと思っております。一方で、警察からの通告等が非常に莫大になっていて、通常の児童相談所業務が回らなくなっているということも認識しなきゃいけないと思っています。三つほど聞きたいのですけれど。
全国の最新統計だと 49. 何パーセントかが、全通告件数の内に占める警察からの通告の割合だと思うんですけど、東京で 50 何パーセントぐらいかな。一時、東京新聞に載っていた数値では、埼玉県は 7 割近くが警察からの通告であると記憶していますが、全通告件数の内の実際、どのぐらいなのかを、もし、分かればお聞きしたい。
- 岩崎課長 67.8 パーセントでございます。
- 宮島委員 そうすると、本当にこれに追われる、埼玉は特に他県に比べて多いという状況が、明らかで数字に出ているので。連携は数が多ければいいというものではなく、やっぱりお互いの力が発揮し合えるような体制を作らないと駄目だと思います。何らかのルール化といいますか、少なくとも通告をどうするか。これは

他の自治体の例ですが、基本、市町村に調査を頼んじゃいましょうというような協定を市町村と県との間で結びましょうという動きがあります。

ただ、児童福祉法上、児相から市町村への送致は軽微なケースに限ると書いてあるので、軽微かどうかの判断を児相が主体的にしないとそれができない。だから、通告書等に児童相談所がそういうことを判断できる内容をきちんと書き込んでもらうとか、あるいは通告書をちゃんと対面的に引き継ぎをして、説明を受けていこうな、そういうことが必要。7割ですからね。そうしないと業務が回らないという認識を持っているんですけど。この辺りも含めて、反映させていただきたいと思います。

身柄付き通告は夜間とか早朝にもあると聞いています。以前であれば、非行事実をきちんと確かめた上で、中学生の女の子とかについても、触法とか虞犯とかを明確にして送ってきた。けども今は、親が適切に面倒をみていないということで、全部要保護でネグレクトだと言って身柄付き通告となる。そして実際に入ってきたところ非行性が高い、しかし、非行事実が何にも書いてない。これでは家裁送致もできなくてどうにもならず困ったという話を聞きます。

このような例は、埼玉だけじゃなくて、全国のいろんなところから聞いています。これはいったいどんな状況なのというほどです。これらを踏まえれば一時保護のことは、やはり体制整備考えないといけない。そういう状況のもとで、子供を受け入れきれずに、里親委託する、みたいなことも起こっていると聞いています。

- 西川委員 警察からの通告は確かに多くて、ただ、対面でというお話がありましたけれども、実情をお話しします。警察署が通告文書持ってきます、警察 OB の職員がいるので、その方が窓口となって通告書に記載されていない補足情報だとかの説明を受けて文書を受理しています。実際、市町村には、いわゆる住民票情報などの確認だとかについては依頼していますけれども、あとは児童相談所がやらなければいけないこととして対応しています。

児童相談所も警察からの通告が増えてきてからは、かつては地区担当が虐待も含め全部やるということでしたが、今は地区担当でない児童福祉司とかも、通告の初期調査とかについては対応し、そのうえで緊急受理会議をやります。件数が多いので、毎回全部の役付き職員がそろうということはありません。本当は重大なものなどみんなで話し合わなきゃいけないところでも、そういう中で協議し、調査、対応をしています。

身柄付き通告については、警察はストーカーとか DV などの事案と同じ様に加害者である保護者と子供を離す、とにかく一晩だけでも子供と親を離すということで行われているものもあります。中には親をどちらからかに避難させた、実家に行かせたということで子供は保護せず文書だけで通告というのもあります。

中には、子供が暴れて、抑えようと応じた母親による、いわゆる虐待事案ということで、身柄付き通告があることがあります。そこできちんと、子供にも説明を丁寧にしていただかないと、なんで保護されるのか、親も子供も十分に分かってないということもあります。

警察は今日のところはひとまず分離が必要ということで連れてくる場合もありますので、それぞれ、次の日とか連絡を取ると、子供も帰りたい、親も反省しているみたいな時もあります。こちらの保護も一晩で返してその後、様子を見ることにする、など時間をおかずに返すことができる事案も結構あります。

- 柴崎委員 この大型10連休中、いつ夜間に入所してくるか、職員は身構えていましたが、結局緊急入所はありませんでした。結構、面前 DV で夜間に入ってくるケースが多くなっているのです。全国でも同様に、面前 DV として、警察に保護され、パトカーに乗せられて夜間に入所してきますが、それも3日間ぐらいで家庭に帰ってしまいます。

通告件数も増える中で、警察との連携強化を図るとなると、このケースでの入所が多くなります。そういう子供たちは一時保護として入所して来ますので、今、一時保護の子供たちでいっぱいな状況です。子供の身柄を保護することは乳児院の責務だと思っていますが、これが益々増えてくると受け皿の確保はどうなっていくのかと懸念しています。逆に施設の小規模化を推進していますが、この課題についてビジョンではどう考えているのかと思います。

ビジョンが出たときには一時的にこういった潜在的ニーズが掘り起こされ、増えていこうと、予想はしていましたが、まさに今がそのときなのかと思っています。いずれにしても体制強化とか専門職の確保等が児童相談所では今後の課題となってくると思いますが、そういった警察からの通告で一時保護の子供がどん

どん増えていくようになると、受け皿を何とか児童養護施設とか乳児院でというのは、ビジョンと合っているのかなというのが、懸念材料でもあります。高機能化とか多機能化は乳児院も既に行っていますが、まずは子供の安全確保が第一の責務ですから、そこをどう考えて行くかが今度の課題となると思います。

- 栗原委員長 御意見等を伺っていると、警察との情報共有の推進ですが、圧倒的に件数が増えてますよね。
数年前に警察庁の方とお話したんですけれど、これからは全件通告だと。警察からの通告が何万となつてしまったというのは、ここ4、5年ですよ。
お互いの業務、機能、権限について、お互いを理解しないと、エネルギーを余計なところで使ってしまう場面もありますんで、情報共有も一つではあるけど、基本的には連携ということだろうと思いますね。
かつて、非行ケースを児童相談所に通告するときも、中身が重たい軽いは警察が判断していたんですね。それがDVに関しては、調査、指導はしていると思いますが、全件通告となっている辺りがどうなのか。絶対数も増えているでしょうが。それが虐待の件数を警察が押し上げたという状況でしょうけど、連携、相互理解を深めて、そういった議論、課題として対応策をとりながらお願いしたいと思います。
- 丑久保委員 中核市での施設促進支援という、この項目は現実性というところで考えますと、なかなか難しいと。草加支所が児童相談所に格上げとなったわけですが、川越は児相を設置は行わないと、そういうような言葉も聞いておるわけでございまして、果たして、理想と現実の乖離があるわけですから、この項目を入れておくというのはいかがなものかと。
中核市は県内の40市、何カ所ぐらいあるんでしょうか。
- 細野局長 中核市は今、川口と川越と越谷、この三つです。
- 岩崎課長 川口、川越も越谷も県の児相があるので、難しい問題はあります。具体的な情報はないので。中長期スパンで考えていかなきゃいけない問題かと思っています。
- 細野局長 促進っていうと確かに自ら旗を振る感じがあります。我々としては支援するというようなスタンスでしょうか。
- 栗原委員長 もともと児童相談所が設置されているのは大きな市だったわけです。だから、児童相談所設置市が中核市になるのは当然ですが、逆に設置されているから意欲がわかない等の状況もあろうかと。制度的にはできるので促進するような支援ですか。
- 岩崎課長 少し工夫したいと思います。
- 石井委員 関連してお伺いしますが、今回、草加支所が草加児相となり、県の児童相談所が増えたという見方をしています。私もいろいろな都道府県市の里親会の方とお話をしていく中で、子供の命を守るとか、子供にとって最善の利益の家庭的養育を進めていくことからすると、中核市に設置ということだけを求めるのではなく、県の児童相談所を増やしていくことも必要なのではないかと思います。
例えば、熊谷児童相談所のエリアを考えますと、人口密集度とは別に、非常に広域で、その中での子供のケアとか里親フォローなど、広域であるが故に時間的な移動も含めた非効率が生じていることを考えると、秩父方面のエリアに県の児童相談所を設置するなどということも含めて、市に設置を求めていくということだけではなく、県児童相談所の体制を強化していくということも議論をしていただければありがたいなと個人的に思っております。
- 細野局長 今の川越児童管内と所沢児相管内が人口100万人を超えています。越谷も超えていたので、草加を作って、100万を切ったわけですけども。まだ川越、所沢に関しては人口で多いわけで、エリアの広さも重要な要素ですが、その前に人口が100万超えている所を何とかしたいと考えております。

- 丑久保委員 一時保護ですが、児童養護施設、相当の充足率でありまして、一時保護の問い合わせも乳児協と同じような状況であるんですね。つまり量的にかなり増加している。

一方で、質といいますか、児童養護施設だけでは対応しきれない子供の課題というのが、以前から出てきていると。知的な問題と発達障害系の問題と、分けて考えていかななくてはならない時代に入ってきております。

ある一定の年齢に達しますと卒園します。卒園先がなかなか定まらない。インケアの中でも現場を中心に頭を悩ませて、数年前から子供の卒園先を考えても難しいところにあると。相談所のワーカーに情報交換をしてもうまい回答がない。そういうところで施設側の方は苦しんでいる状況もあります。

その受け皿をと施策の中に盛り込んでいただきたいなど。そういうことはこれまでの協議会で、様々な施設長から語られている部分になりますので、御理解いただきたいと思います。

- 宮島委員 先ほど局長が所沢と川越の管轄の人数が増えてきているとお話しされました。増員が計られるのはいいけど、児童相談所では、職員が部屋に入れきれないといった状態となっている。組織内の職員数が多過ぎるとマネジメントができないというか、各担当の抱えるケースが管理者の中で全部、把握しきれない状態が起る。このため児童相談所の適正規模を考えなきゃいけないと思います。

今回の児童福祉法の改正でも、地方分権の流れでそれが撤廃されたものをもう一度、政令が定める基準ということで、数値等を入れていく可能性が出てきています。児童相談所の設置促進という文言はぜひともここに、中核市という言葉を残すかどうかは別として、計画の柱にもなることだと思いますので残していただくべきだという意見です。

もう 1 点は、児童相談所では、若手職員が非常に多い。でも、若手が育つまでに時間がかかる。そこで、まずは、スーパーバイザーを育成しておくことが前提になる。弁護士とか医師の配置も重要ですが、それ以上にスーパーバイザーが重要だということが話題になっています。この児童福祉担当の専門職員に含まれるのかもしれませんが、ここでは、スーパーバイザーという言葉を出しておく。そのほうが明確になっていいのではないかと思います。対応が難しい事案が多いですから。

- 岩崎課長 分かりました。

<休憩>

<再開>

<資料1・3頁>

- 栗原委員長 3 ページの 3 番、児童虐待防止の取組強化、一時保護の充実、子供権利について、御意見等、賜りたいと思います。前のページのところで一時保護所のこととか、児童家庭支援センターについて、お話出ておりますけれども、他のところでいかがでしょうか。

<委員の質疑、意見交換等>

- 早川委員 児童相談所の医師に関してですが、この 10 年間一向に増えていないわけですが。一方でこれだけ虐待通報件数が増えて、児童相談所職員はどんどん増えているのに、医師だけ増えないのは明らかにおかしいですね。増えないことがこれだけ続いているのは、私には本気で増やそうと考えていないと思えてしまいます。実際、一度知り合いの医師を県に紹介した時に、提示された待遇に愕然として、東京都に行ってしまったことがありました。埼玉の待遇は、医師の標準的な待遇からずれてしまっているようです。もし、本当に医師の必要性があると考えるのであれば、現実的に医師を増やす方法を考えていただきたいです。横浜市は「一児相一常勤医師」でやっていますし、さいたま市も医師が増えてきていると聞いています。複数医師がいれば、若手の医師も安心して勤務しやすくなります。

- 栗原委員長 一時保護について、第三者評価の活用による運営改善とありますけど、これは具体的なニーズはどういったものでしょうか。

- 事務局 平成 30 年度から新規で、一時保護所の環境改善のために第三者評価を入れました。養護施設や乳児院でやっている評価団体を活用しまして、2カ所ずつ、県内に4カ所保護所がございますので、2カ所ずつ、隔年で実施して、昨年度2カ所、今年度2カ所を予定しているところです。
- 栗原委員長 先ほど言った中央児相の保護所も高い評価を得ているのでしょうか。
- 事務局 物理的な面で言うと、特に年長児についてはどの保護所もそうですけれども、個室ですとか個別の空間をなるべく持てるようにという御意見は出てます。現状も個室なり、静養室ということで集団から離れた部屋も確保しているんですけども、なるべくそういった環境の充実を図っていきたいと考えているところです。
- 西川委員 3の黒四角の一番下のところに、里親や施設への一時保護委託の推進とあるんですけども、一時保護委託を進めるにあたって、里親、施設からもお話ありましたが、一時保護委託を受け入れられる体制への支援をしていただかないと難しいのかなというふうに感じてます。相談所側の取り組みだけではなく、受け入れる側の支援というのが必要なのかなと思います。
- 宮島委員 3点ほど。要望です。まず、一時保護所への学習指導員の配置などをすすめ、学習機会の確保をお願いします。一時保護は、全国平均、で30日程度。埼玉は確かもう少し長いと思います。学習の遅れが生じると、その後の子供に影響を及ぼします。これはできることだと思いますので、ぜひ、教員の方、教員OBの方とかを今以上に置いていただいて、力を入れてやっていただきたい。
次に、先ほども申し上げたように、夜間の問い合わせ等が非常に多いし、朝方の入所といったこともある。これに適切に対応するための人手、対応には人が取られてしまう。人を増やせるかっていったら、難しい面もあるとは思いますが、まずは、警備会社等の夜間警備員を置く体制等にすれば、だいぶ安心できるのではないかと。
もうかなり前のことではありますが、埼玉県内で、一時保護所の職員が子供に閉じ込められるという事件がありました。他県では、職員が亡くなるという事件が過去にありました。これらは、お金をかければ防げるものなので、ぜひ夜間の体制を改善してほしい。
もう1点、里親や施設の一時保護委託についてです。これは、子供の権利の面でも地域で暮らせるほうがいいですから、進めるべきだと思います。しかし、やはり、実際に一時保護委託を行うとなると、依頼して受け入れてもらってOKというような電話だけのやりとりではなくて、子供の状態などを常に見にいけるような体制をとっていかないといけないだろうなと思います。それにアセスメント機能についていえば、児相の一時保護所でやるのとはだいぶ違います。ですから、一時保護委託先とのやりとりを担当児童福祉司だけに任せると、出向いていくということは時間がとてもかかるので、実際には、足は運ばれないということが起こる。一時保護委託を促進するためには、一時保護先とのやりとりに特化した職員を置く。場合によっては再雇用とか、非常勤とかを含めて、或いは児童家庭支援センターにそういう役割を担っていただいて接触を図るとか。そういったことが必要だと思います。受け皿さえ確保すれば一時保護委託ができるというものではないと思いますので、そのあたりのことも含めて考えていただければと思います。
- 石井委員 里親の一時保護が増えるという状況の中で、受けた里親からも意見を聴取していただきたい、本当にこれで帰っていいのかと。担当の職員が来て、「年末年始、おうちに帰りたいよね？」って、これは誘導尋問ではないかというのは言い過ぎかもしれませんが、4、5歳の子供に、大人の目線で本当にその子の安全が家族の元に、親元に帰して大丈夫なのかと。
ここは本当に命を守るかどうかのぎりぎりのところだと思います。受けた里親、あるいは施設でも受けられると思うんですが、この一時保護を、今度は戻すときの、この点についても十分、体制をとって臨んでいくということも盛り込んでいただければありがたいと思います。
- 栗原委員長 下の段、子供権利擁護の未成年後見人選任の支援ですけど、埼玉に限らず、全国的に実績

は上がっていないというふうにお話は聞いてますけれど。

- 事務局 10 件ぐらいありまして、児相所長が未成年後見人になっている例があるんですけども、弁護士が未成年後見人になる場合には国庫補助制度を使って、弁護士への報酬を補助したり、弁護士さんが保険とかに入ったりしますので、その保険の補助をするような制度がございまして、そういったものを活用しながら支援していきたいなと思っております。

- 栗原委員長 厚労省の虐待対策室で聞いたら、児相所長の推薦でなくてもお金は出せるようにしてるというのが、最近の話だったんですけど、関係者の中では承知してても、実際の現場では周知されていないのか、ある研修会で、未成年後見人、施設職員の方が質問して、施設で未成年後見人をやっており、費用が子供の貯金使っていますというので、会場、どよめいちゃったんですけど、知らないのかなというところがありましたので、せつかくの制度ですから利用していただければと思います。

- 早川委員 未成年後見人の費用の件は、私も自分が関わったケースで経験しました。その時に弁護士さんに教えていただいたのですが、国は「すべての未成年後見人ケースの費用を公的に保証する」と言っていますが、埼玉ではまだ「児相申し立ての未成年後見人以外は認めていない」ようです。未成年後見人の数に比べて、予算が少なすぎるためのようです。県の弁護士会で「児相申し立てではない未成年後見人についても、費用を公的に保証してほしい」と交渉していると聞きました。未成年後見人は虐待を受けた子供を守るうえで本当に重要な制度なので、未成年後見人が必要なケースを適切に承認して、きちんと費用を保証できるようなルールを作って欲しいです。保護者の不適切な関わりが継続していると、未成年後見人が付けないと何も進められないことも少なからずあって、施設でもかなり困ることがありますが、弁護士さんたちもかなり困っていると聞いているので、ぜひ交通整理を進めてほしいです。

次に「4、子供の権利擁護」のところですが、〈児童相談所職員による面接〉を基本にするやり方に、私は限界を感じます。社会的養護の子供たちは児相の職員をくこの人たちは自分たちの運命を決められる権力を持っている怖い人〉といった感じに意識しているので、「児童相談所職員にどれぐらい本当のことが言えるのだろうか」と疑問があります。私は、病院の外来で、児相不信を抱えている子供に関わることもあるので。もちろん、児童相談所を信頼している子もいますが、不信感を持つ子もいる中で子供のアンケートを児相職員だけが行えばそれでよし、という考え方はどうかと思います。

やはり子供のヒアリングの方法は、幾つかの経路があるべきだと思います。このページにも、「子供の権利擁護委員会」や「子供・施設サポート委員会」(埼児協)が書いてありますが、子供の権利擁護の方向は、「行政とは離れた第三者が、子供たちの当事者性を大事にしていく流れ」だと思います。という。社会的養護の考え方も「子供たちを当事者性のあるものと捉え、子供が”保護される存在”から、”自ら自立していく存在”へと変わっていくこと」が期待されるので、子供が「聞いてもらう」だけでなく「自ら発信する」ことが確実にできるようになるとよいと思います。

私のベースである精神医療では、精神科入院中に権利侵害があった時に、県の審査課に直接電話できるだけでなく、弁護士や人権を守る人との面会を保証していて、確実に自分で外部に発信できることを保証しています。こういった権利に関する辺りは、福祉の中で唯一措置制度が残っている児童福祉の弱いところだなと思います。権利擁護に関しては当事者が発信できる形をぜひ取り入れていただけたらと思います。

- 宮島委員 この4番のところの内容と、施策の方向性の2番の内容は再掲になると思うんですが、ここに書いてあることもかなり社会的養護のこと。

子供が措置先で、また虐待を受けるということはなんとしても避けなければならない。それは里親家庭でも起こる。このことが、20年程の間に3件の死亡事案として起こった。そのうちの1件は埼玉で起こってしまった。里親委託中に起こっている。ここには、被措置児童虐待の防止の文言も入れるべきだと考えます。

最近のニュースでも、児童間の性虐待、性暴力がとても多いと、数カ月前から報じられています。

もう1点、子供の意向を把握すること。児童相談所運営指針の中では意向という言葉が使われています。措置する場合に、子供の意向に反した場合には児童福祉審議会にはかると・とか。条約の言葉ですと意

見表明権。これをどう進めていくか・・・という言い方がされます。他には、意思という言葉。これらの考え方や言葉が表に出るような形もご検討いただきたいと思います。

<資料1・4頁>

- 栗原委員長 前のほうの項目との再掲、重複等々は、まだ後半がありますけどね、調整していただくことと思います。では次のページ、4 ページ、里親委託の推進、特別養子縁組等の推進に関してはいかがでしょうか。

<委員の質疑、意見交換等>

- 石井委員 どう里親を増やして、どう里親へ委託を進め、そして、どう里親を支援していくかというポイントになるところかなと思っています。そういう意味で先ほどの2 ページの、児童相談所の機能強化の中に里親支援もそれだけの重みのある課題だと思いますし、重ねて掲載をしていただきたいと思います。

次に、数点ありますが、まず、どう里親を増やしていくか、里親制度をどう県民に周知していくかということについて、埼玉県が児童の権利を守るということに対して取り組んでいると広くアピールできるような体制を取っていただくこともお願いしたいと思います。

それと、個別の表記の中では例えば、未委託里親と施設入所児童とのふれあい交流、これによって誰の社会的養護への理解促進するかという、誰のというのがありますが、やはりこれは極めて必要だと。児童にとっても必要だと思いますし、ぜひ、これは制度化をするというような中で、里親会としても積極的に協力をしていきたいと考えております。

それから、里親委託強化推進員を活用という表記について、これをどんな方が、具体的にどういった業務・役割を担うのかもお聞きしたいところです。

残り2点ございしますが、フォスタリング事業の拡大など民間と連携した里親登録の推進という項目があります。現状、里親会と各児童相談所と共同開催ということで、年間、県内13回ほど、里親入門講座を開催しております。特に、県南地域での里親入門講座への出席者が多く、1回当たり30人、40人、50人という入門講座への出席もあると報告も受けています。昨年度、里親入門講座によって約60組の里親登録があったとの報告もあります。

一方で昨年、越谷児童相談所、本年は中央児童相談所でいわゆるフォスタリング業務、フォスタリング機関ということで、民間のNPO団体が取組に参加をしてきたということですが、昨年の越谷地域においては、登録があったのは1組との報告も聞いております。

費用対効果も考えて、現状の民間のNPOを活用した里親の新規登録の促進ということに対して、どのような費用対効果の検証をされているのか、今後、どれだけの期待を持っていらっしゃるのか、お伺いしたいところです。年間60組の里親会と児童相談所の共同開催による入門講座を倍増すれば、単純計算で100組は超える新しい里親の登録も期待できるわけですので、この辺のところについての現状の認識と、今後の方針をお聞きできればありがたいと思います。

最後、ページの2項目目の特別養子縁組の推進ですが、特別養子縁組に対する様々な御意見があることは十分、承知をしているものの、先ほども申し上げた一時保護に協力して下さっている里親さんというのは、埼玉県のいわゆるダブル登録、養育里親と縁組希望里親のダブル登録をしているということが、非常に大きく寄与していると認識しています。縁組を希望して里親登録をした、その後、お子さまを里親養育という形でお預かりして、縁組が成立した後も、里親登録をやめず、すなわち養育里親としての資格も持ちながら、2人目は里子で、あるいは1人の特別養子のお子さんに対して、何人もの一時保護を受けて下さっていると。こういうことからすると、社会的養育の枠組みの中に特別養子も里親委託も、両方、入っていることを考えますと、埼玉県の養育里親と縁組希望里親のダブル登録という制度は非常に注目をされているところです。

児童相談所の職員の方の仕事の進め方においても、いろいろな意見があることも聞いてはおりますけども、このダブル登録の県のやり方を引き続き、継続していくというお考えがあれば、そこをお聞きしておきたいところです。幾つか続けて申し上げました。

- 岩崎課長 里親委託を推進していくとか、委託率を上げていきたいという、家庭的養育を進めていくという

流れにあるので、里親制度の周知ですとか、新規登録を増やしていくということは力を入れていきたいと思っています。

今までも着実にやってきたのですが、本当に本腰をいれていかなきゃいけないという認識は持っておりますので、頑張っけて進めていきたいと思っております。

フォスタリングですが、昨年度から開始しいろいろ課題はあったと聞いています。結果を見ると登録は1組だけでした。ただ、アセスメント中の登録が7、8組あると聞いています。他県でも行っている取組なので、すぐには成果が出ないと聞いておりますので、予算対費用というお言葉を頂戴しましたけれども、2年、3年、効果を待っていただいて、それで見ていきたいと思っております。

やり方としてはNPOにとある地域で積極的にフォスタリングなどを行いながら、里親制度を呼び掛けて出ていくような新しい手法をとっているものですから、それがどれだけ成果があるか、見ていきたいと思っております。里親会さんと連携した事業は、もちろん、充実させて進めていきたいと思っております。いろんな里親の方に登録していただいた、そうすれば結果、子供たちがたくさん委託されるということにも繋がりますので、積極的ないろんなアプローチで進めていきたいと思っております。

- 事務局 それでは里親委託強化推進員、今年度から設置、各児童相談所に1名ずつ。草加は今年設置できませんでしたが、6名、配置しました。設置した経緯について、児童相談所からいろんな話を聞く中で、里親委託に関しては実親の同意はなかなか得られないというような大きな課題があるという中で、実親の同意を得るために児童相談所がどれだけ丁寧に実親に対して説明できているのか、調査した経緯がありまして、その調査結果を見ますと、丁寧に実親さんに説明ができてないという実態がありました。

年間、措置児童数、約300ちょっといたんですけれども、7割ぐらいは丁寧な説明ができてないというような状況がありました。それを受けて、児童相談所のケースワーカーが、業務が忙しい中で、これを丁寧に説明するには、これを専任に行う職員が必要であろうということで、新たにこの職を設置させていただきました。

主な業務としては、今検討しておるところですが、施設に一定期間、交流に来てくれている実親さん、その実親さんに対して施設の職員、里親支援専門相談員さんと、新たに設置した推進員が連携をしまして、実親さんに里親制度の効果等を説明し、丁寧に実親さんに寄り添いながら、同意を拡大していくというようなことが主な役割と考えております。

ダブル登録に関しましては、埼玉県独自の手法ですけれども、多分、一長一短あるのかなとは思っておりますが、今のところ、ダブル登録を廃止すとか、そういった議論にはなっておりませんで、継続していきます。今後、特別養子縁組の民法改正もございますので、児相の担当職員ともダブル登録についてどう考えるのかというのを、今後、検討していきたいと考えております。

- 柴崎委員 5月1日から児童養護施設と乳児院の里親支援専門相談員が集まり、「埼玉県里親支援専門相談員連絡会」がスタートします。里親会も交えて、別の形でのフォスタリング事業が何かできないかという感じで取り組みを始めたところです。

そういったところにも県が予算を付けていただければ、更に支援活動が広がるのかなと思っております。県としても、国としても、一体化でやらないと、この委託事業は進んでいかないと思います。

- 岩崎課長 フォスタリングはNPOと児相で一体化して取り組んでいくということで。

- 柴崎委員 別々じゃなくて、いろんなところが協働してフォスタリングを支援していくことが大切であると思えます。せっかく児童養護施設と乳児院の里親支援専門相談員連絡会が立ち上がって、里親会にもお願いし参画していただいています。そこから、里親のリクルートから始めて委託できる可能性もありますので、是非予算化を検討していただければありがたいなと思っております。このことは今後の取組みの一つでもあると思えます。

- 岩崎課長 具体的に、まだお話しはできませんが、趣旨を踏まえて取り組んでいきたいなと思っております。

●宮島委員 1番の里親のことについて、4、5点申し上げたいと思います。

まず里親委託を増やすためには裾野が広くないと駄目だと考えます。登録が多くなないと委託はできない。子供はゼロ歳と18歳では全然違う。男女でも違う。理由別でも違う。子供のニーズがさまざまだから、登録が3倍、4倍なければ委託は実現しない。裾野をどう広げるかっていうのはすごく大事だと。

キアセットが始まったばかりだから、難しいというのがありますけど、複数の民間のフォスタリング機関を育てていき、かつ、児童相談所にも里親専任職員を置かないと増えないというのは、他県を見ても明らかです。ぜひとも、その辺りも含めて、まず、里親登録を増やすんだということを、民間と連携して具体的に進める必要がある。

里親登録の人数は45歳以上で、50代が多い。子育てのピークと照らしてはかなり高齢化している。本当に登録増に本気で取り組まないといけない。

フォスタリング機関への補助も30年度国予算では都道府県1か所だったものが、31年度予算からは児童相談所ごとでも補助対象にすると、予算上、変わっていると記憶しています。ぜひ、少なくとも各児童相談所に1か所、計画的に増やしていくことを目指していただきたい。

計画に、予算の裏付けがないことを書くことは難しいことは理解できますが、書かれていないもの増やしていくことは難しいと思いますので、具体的な記載を目指していただきたいと思います。

二つ目として、委託が増えたら不調も増えた…。これは子供も里親さんもすごく傷つく。養育の不調はかなり起きています。全国の過去のデータですと4件に1件ぐらいは養育の不調になってるといわれています。その最悪のものが被措置児童虐待です。里親さんがバーンアウトして子供を傷つけてしまう。安全な委託ができる、不調を防ぐ里親の養育支援を充実させることが必要です。

しかし、これに関する統計がないということが指摘されています。里親からの措置変更については統計があるのですが、その措置変更がなんで起こったかという、不調なのかどうか、明らかになっていない。被措置児童虐待は里親で何件か出ていますけれど、これらのことは、やはり調査分析をする必要があると思います。不調を防ぐことが里親への養育支援の最も必要なことではないかと思えます。

また、里親委託がなかなか進まない理由として、幾つかのことが挙げられていますけれども、難しい子供が多くなっているということも言われています。施設養護も難しくなって里親も難しくなっている。そうだとすれば、子供の難しさに対応した直接アプローチを行う仕組みもご検討いただく必要があるのではないかと。困難を抱えた子供への支援、心理職等による直接支援も、大切だと思います。

三つ目として、実親が同意しないこと。丁寧な説明が十分じゃないということについては、これはすでに取り組まれているということでしたすけれども、里親委託になぜ同意しないかといえば、子供に会えないからということがあげられる。

施設なら面会に行けるけども、里親では会えないから。実際に面会交流がある子供は、ほとんど里親には委託されてない。全国統計でも、75パーセント程度は交流なしという結果が出ている。

今後、里親委託を推進するためには面会交流ができる里親委託にしてかないと、無理です。養育里親は基本、面会交流ができる里親という位置付け、里親がどういふものかということの考え方は変化しています。

しかし、一方で、面会交流を、安易に行えば、里親さんは自分の生活の場で、子供を養育していますので、そこにお金の問題を抱えたり、暴力の問題を抱えたりしている、実親さんが会いに行くことは難しいことであることは明らかです。

よって、里親委託の推進は、安全な面会交流ができる仕組みを作らなければ実現できない。そうでないと進みませんので、面会交流ができる仕組みをつくっていくんだということ、施設に里親支援専門相談員が置かれているのですから、そういう役割を施設の里親支援専門相談員が、自分の施設を経由した子供ではなくても、そのような役割を担うような仕組みも検討される必要があると考えます。面会交流ができる仕組みの構築を、ぜひ、黒ぼちの項目として挙げていただきたいと思えます。

最後ですけど、さいたま市と埼玉県の里親委託の比率は全然、違ってきています。にもかかわらず、両方のデータを一緒くたにしたのでは、都道府県計画ですから全体の計画になるんでしょうけど、データ分析においては別々に考えないと、実態把握ができない、対策も間違う可能性がある。その辺りは考えていく必要

があるんじゃないでしょうか。

里親のダブル登録は、東京は全くしていないわけですが、全国的には多いので、その良さ等がぜひとも生きる仕組みを構築していただきたいと願います。

- 早川委員 里親については、国が数値目標を掲げている以上、ある程度数値目標を出さざるを得ないのはわかるのですが、その際に「委託率」と同時に「定着率」も出してほしいです。今、さいたま市の里親委託率が上がっているという話が出ましたが、その際に気になるのが「里親不調」や「里親虐待」の増加です。不調や虐待が増えないようにしなきゃいけないので、「委託率だけ上げればいい」という考えで、とても普通の里親さんには無理な子ばかり委託して、里親不調がどんどん増えてしまうのでは、子供にとっても里親にとってもひどいことになってしまいます。

もし、委託の中身や質ではなく、「率」だけを見ていくのであれば、「里親定着率」も同時に見て、「[一貫した養育環境=パーマネンシーの保証]がちゃんとできているのかどうか」も同時に評価していかないと、バランスを欠いた見方になると私は思います。

子供たちにきちんとした里親委託を保証するためにも、「継続的に里親委託が成立しているかどうか」というところも 5 年後に検討する時には検証していただきたいと思います。さいたま市の里親委託率増加も、今後の定着率のデータを見ていかないと、よかったことなのかはなんとも言えないでしょう。

有名な話ですが、海外では里親不調を繰り返して 10 か所も転々とした子供もいると聞いたことがあります。日本でも、非常に困難なケースを里親委託してすぐに破綻した時に、「1 か月持ったからよかった」と言った児相職員がいると聞いたことがあります。そんな認識で里親委託を進められたら、子供はとんでもなく傷つけられてしまいますし、私も勘弁してくれと思います。

里親定着率ともう一つ気になるのは、「誰が里親委託を進めるのか」という実施主体です。漠然と「児相なのかな」と思うのですが、児相は若手職員や経験の乏しい職員が増えていて、ただでさえ虐待の保護で手いっぱいの子相が、経験や年齢が必要となる里親委託を進めていけるのか、疑問です。

一方で、現在県で委託している民間の NPO には、里親に関することを全部きちんとやっていただくことが必要だと思うんです。それは例えば、私が関わっている児童家庭支援センターとか、里親会さんなのかなと思います。計画だけでなく、現実的に実施していくのがだれなのか——という交通整理もちゃんとしていかないといけないと思います。

<資料1・5頁>

- 栗原委員長 最後のページです。5 ページ、こちらのほうは施設関係、施設の体制整備、人材確保・育成、および入所児童等の自立支援ということでもありますけど、いかがでしょうか。

<委員の質疑、意見交換等>

- 柴崎委員 施設サイドから。3 番の小規模グループケアの促進、その下の居室の改善。確かに黒ダイヤモンドがあって、今後進める計画の中に入れていくということですが、受け皿の確保に留意した小規模化と地域分散化の推進なんですが、小規模化という定義についてはどう考えているのか。何でも小規模化すれば良いという問題ではないと私は思っています。

集団生活を好む子供もいるし、少人数の生活を好む子供もいると思うので、何でも小規模化すれば良いという考え方だと違ってくるのかなと思います。要は子供のニーズに応じた対応が必要なことだと留意していただきたい。それから、乳児院での地域分散化は対象外ということを以前から厚労省には伝えております。

夜間の救急対応や障害児等の子供の受入れは高機能化した本体施設でなければできません。子供を地域分散化するというになると、こうした対応が難しくなります。乳児院を地域に分散化するというのは、全国乳児福祉協議会でも対象外であるといっています。

それから、多機能化の部分ですけども、個々の家庭に対しどんなニーズがあり、施設側がそのニーズに対してどう支援していくのが多機能化であると思います。これが多機能化ですと一律に示してほしくないという感じがあります。機能転換と言いますが、乳児院では機能展開と読み替えています。機能転換って

うことは、まるっきり今までの機能が変わることで、機能転換じゃなくて機能展開だといっています。

小規模グループケアは、やりたいのですが、施設を建て直したときに小規模グループケアのユニットを4部屋整備しました。今の小規模の配置は4人～6人です。本当はそういうふうにしてやりたかったのですが、要保護児童数の受け皿の問題で、1ユニット、多いときは10人(一時的)に入ることもあります。

そういった要保護児童数が多い埼玉県ですので、小規模化、施設の体制整備をしっかりと考えていっていただかないと、一律にこうだという線を引かれてしまうと施設としても困惑してしまいますので、今後の検討課題としてお願いします。

- 丑久保委員 2、3点ほど。第1回目の人材確保の問題を取り上げましたが、県内、児童養護を中心に人がそろわない、確保できないという実態があって、子供たちの安心と安全がなかなか担保しづらいという状況にあって。

さる3月末、児童養護と乳児と母子と3種別合同によるコンパスナビさんの福祉人材フェアが行われました。今回県が主体となって初めてあつた取り組みを開催したわけですが、年間2、3回、この取組をすることで、確保も少しずつつかってくるのかなと思うわけでありです。年1度ということではなくてですね。

育成については、常設の委員会があるので少しずつ支援と強化につながってはきているわけですが、短いスパンで人材が失われていくと、そこをなんとかして人を確保していきたいというふうに考えております。ぜひとも、この件、よろしくお願ひしたいと思ひます。

- 早川委員 児童養護施設の方に聞くと、皆さん「難しい子が増えています」と言っています。厚生労働省が5年ごとに実施している「児童養護施設入所児童等調査」でも障害を持つ子の比率が、児童心理治療施設だけではなくて、児童養護施設でも増えています。社会的養護の現場が、精神障害や発達障害、知的障害を持つ子供たちの自立に必死に取り組んでいる中で、「大学進学率」という指標だけしか評価してもらえないとすると、現場はやる気を失うのではないかと思うんです。

知能指数などの面で大学進学は厳しいのではないかと子供たちが増えている現状の一方、大学に進学してから退学になって奨学金が返還できなくなるケースが増えているんです。の卒業生でもいます。なので、「大学進学率」の他に、自立を評価できる指標も持ち込む必要があると思ひます。障害を抱えた子には様々なトレーニングが必要ですが、彼らには大学以外の高等技術専門学校とか、障害者職業能力開発校といったトレーニング機関で働くためのトレーニングをしてあげた方がよいと思ひます。

「大学等」の「等」は短大と専門学校だと思ひますが、社会的養護には短大や専門学校も難しい子が増えています。社会的養護では、障害を持つ子供たちの支援は重要な課題になっていて、私たちの推進計画が「大学進学が全て」という印象を与えてしまうと、社会的養護の現場職員は障害を抱えた子の自立支援に取り組む意欲を失いかねないですし、大学進学後に破たんするケースも増えかねないので、「就労や自立に向けて、大学ではない道もちゃんと評価しているよ」という姿勢を私たちが取らないと、と思ひます。統計を取る際には、「大学に行かせなかったら失敗」と受け取られかねないように気を付けてほしいと思ひました。

あと、「児童福祉施設の整備」についても気になっていることがあります。P.7の「埼玉県における措置・委託児童の内容別推移・推計」では、施設の小規模化が進んで定員が減り、それを補うような形で里親委託児童数が増えていく予測になっているのですが、現実にこの推計通りに進むかどうか、疑問があります。

措置・委託児童数は今後減少していくことになっていますが、近年は虐待相談件数がどんどん増えている一方、地域の子育て支援はなかなか進んでいない現実がある中で、本当に減少するのでしょうか。5年後に計画を見直す際に、この推計の通りに進まなかったとしたら、真摯に計画を見直す必要があるでしょう。

里親委託について言えば、先に挙げた厚生労働省の「児童養護施設入所児童等調査」(H25)を見ても、障害を持つ子の里親委託は20.6%で、児童養護施設の28.5%に比べて少なくなっています。児童相談所は「困難な子の里親委託は厳しい」と認識しているというのが現実でしょう。現在は、里親委託・小規模化推進の流れがありますが、社会的養護に大きな変化が起きている現状を見ていると、私は「本当に里親委託や小規模化をどんどん推進して、社会的養護が持ち堪えられるのかな」と危惧しています。

また、親が里親委託に同意しないことも少なくないですし、里親委託中は実親との交流が行われにくいので、「子供と交流させてもらえないなら、措置に同意しない」という保護者もいます。子供にとっても「施設という環境」と「里親という環境」は全く別物ですが、中には「家庭的な環境よりも、施設の方がよい」と言う子もいます。

例えば、家庭的な環境で虐待された記憶を持っている子は「家庭へのトラウマ」を持つので、施設では落ち着いていても家庭的な環境になると急に暴れてしまったりします。ある子供は「施設なら大丈夫だけど、家庭的なところは無理」と言っていました。また、思春期の子供大人に反発しがちなので、仲間が多い方が安定することも多いです。これまでに「どのような子が里親に適していて、施設に適しているか」といった研究が進んでいないのは、大きな問題ですね。

そのように考えているので、今回埼玉県が国の里親委託の数値目標の算出法とは別に、「里親委託が適当な子供と不適当な子供に分ける」という考え方にチャレンジしたことは、とてもよかったと思います。「里親委託が適切な子供について、積極的に委託を進める」という考え方はとても合理的な考え方と言えるでしょう。子供にとって里親委託が適切にも関わらず進まないケースは、様々な支援を行って積極的に里親委託を進めるべきでしょう。

一方で、家庭トラウマがあったり困難さが大きかったりして里親委託が適当ではない子や、家庭復帰を目指す子供は、施設措置でよいわけで、5年後に取り組みを総括する際にはその辺りを整理して統計を取っていく必要があると思いました。ただ、判断が難しいのは、「本人には里親委託が適しているのに、親が認めないから委託されない」というケースで、このようなケースで親の意向に反して委託すると、親子間の関係を決定的に悪くしかねません。こういったケースの取り扱いについては、今後議論が必要だと思います。

- 宮島委員 5ページです。3と4の項目にぜひ、黒ぼちで再掲という形で両方に入れていただきたい内容があるという意見です。支援は、子供のニーズに合っているかが大事です。そのような観点でも、里親委託の割合が20パーセントでは低いというのは当然で、これは引き上げなければならない。しかし、それでは、どんな比率を増やせばいいというものではない。子供のニーズに合った支援が提供されているかどうかを最も大事で、その辺で個々の子供に対して最善の策が決定されないといけないことを言って行きたい。

これは児童相談所の措置権ということになりますが、児相も業務に追われている。各施設にも自分の施設に入所してる子供の個々のニーズを把握して調整をしなきゃいけない責務がある。だから、児相と施設は一緒に動かなきゃいけない。ソーシャル機能を施設が発揮しないと無理だと思うんです。ファミリーソーシャルワーカーが置かれてはいるのですが、名ばかりで実際、その機能を果たすことが出来ていない状況があります。

埼玉県の児童養護施設協議会はアセスメントとソーシャルワークの研修を実施してます。昨年講師として呼んでいただきました。子供のニーズに応じた支援のためのソーシャル機能の強化、黒い星で入れてもらいたいことです。ニーズ把握とアセスメントをしっかりと、プランを立てて支援を実施する。これは基本です。どの分野の福祉でも。しかし、措置制度の下で、それが実際には、あまり行われてないままになっている、あるいはうまくマッチしないということが起こっている。

これは頭出しをして項目として出し、埼玉県の全体計画は子供に対して責任のある計画を、理想を追って、かつ、現実的な計画にしていきたいので、具体的な項目としてニーズに応じた支援のためにソーシャル機能を強化する。これは3にも4にも挙げていただきたいと要望します。

<資料1・6頁以降>

- 栗原委員長 6ページ以降の資料について事務局からお話しいたします。
- 事務局 代替養育を必要とする子供数ということで、これがいわゆる児童数と呼ばれる部分になります。こちらは、国が示しておりますのが児童人口推計に児童人口当たりの措置委託割合を過去の実績から算出しまして、それに今後の潜在的需要がどれくらいあるかを地域の実情に応じて加味をするという形になっております。

下に本件の過去の推移および今後の見込みでございまして、まず左側の実績のところですが、これはま

さに平成 20、25、30 とございますけれども、過去 10 年間の児童人口の推計、それに対して措置委託児童数、ここにはいわゆる児童養護、乳児院、里親、ファミリーホームの 4 種別だけでなく、一時保護ですとか心理ですとか自立支援ですとか、そういったものも全体、トータルの需要を把握するという意味で、全措置委託児童数としております。

上記②の児童人口 1,000 人当たりの割合、全措置委託児童数のうち、いわゆる 4 種別、里親委託率等の基礎になっておりますその 4 種類の児童数ということで、これは実績値を出しております。なお、実績については最大需要を見込むということで、年度末になると数値が低くなってしまいますので、3 月 1 日の数字を使って推計をいたしました。

右側の推計の部分ですが、この中で下から 2 行目のところ、児童人口 1,000 人当たりの割合という行を見ていただき、実績のところは 1.66 から 1.93 に伸びております。このトレンドで 10 年後まで、5 年後には 2.17、10 年後には 2.34 になるだろうという推計を、これは伸び率をそのまま伸ばして推計しました。

一方、一番上のところの児童人口推計、これは国の推計が 5 年ごとに出ておりますので、そこをリンクさせながら児童人口の推計を出しました。そうすると、全体の措置委託児童数は平成 30 年は 2,280 人であったものが、5 年後、令和 6 年には 2,351 人、令和 11 年には 2,400 人と、児童人口は減っているけれども、措置委託児童数の需要というのは、緩やかではあるけれども増加傾向にあるであろうという推計をしております。また、そのうち 4 種別については大体この伸び率と同じように推計をいたしまして、5 年後には 1,974、10 年後には 2,015 というように、緩やかに増加をしていくのではないのかというふうに推計しました。

次に 7 ページは、今申し上げたことをグラフにいたしました。一番下の濃い色で塗ったところが児童養護施設、乳児院の左側が実績で、右側は今後の推計ということで入れました。この濃い色の部分の上に乗っかっておりますのが里親、ファミリーホームということで、将来的には里親、ファミリーホームの割合というのを増加していく必要があると考えております。

児童養護施設、乳児院についても、役割が減るということではなく、今までは数を入れることが受け皿の確保という意味で重要だったわけですが、里親、ファミリーホームにお願いできる子供についてはお願いをして、児童養護施設、乳児院についてはケアニーズの高いお子さんですとか、その他の機能を発揮していただくという意味で、もしくは家庭的な養育に近い環境を整えていただくという意味で、ある程度、減らしていくことが必要になります。

これについては、施設の措置児童数の下の矢印の中で書いてありますが、黒ぼちで施設の措置児童数の見直しについては、里親委託等の増加を前提とした推計でございますので、里親の委託が増えないと、施設の受け皿を減らすわけにはいかないということになります。

8 ページのところ、里親等委託率についてどのように考えているかということで、里親等委託が必要な子供については代替養育を必要とする子供数、母数が 1,812 となっています。平成 30 年度末の数値になりますけど、1,812 人に対して里親委託が必要な子供の割合が国が示している方法では、方法 1 として、一定期間以上、乳児院もしくは児童養護施設に入所している子供については全て里親等委託が必要として判断し、将来的に里親等に委託をしていくという推計を取ることが示されております。

年齢等、ゼロから 3 歳未満と 3 歳から学童期、学童期以降と横に区分しまして、ゼロから 3 歳未満については乳児院に半年以上いるお子さん 193 人、30 年度末で。代替養育、全体で 193 人いるうちの 109 人が乳児院に半年以上いる。こうしたお子さんについて、今後 10 年間で里親に委託を勧めていく必要があるという形で、右側の合計欄を見ていただき、1,812 人のうち、約半分、里親委託に出すという国が示している方法ですけども、そういった推計があります。ただ、これだと里親委託の割合が非常に高くなり過ぎてしまうことが考えられます。

方法 2 として、家庭等養育が適当でない子供が幾らいるかを児相に調査いたしまして、拾い上げていきました。幾らぐらい里親委託ができそうか、9 ページで 1,812 人のうち、現状で児相の仕分けによって里親等委託が必要もしくは可能なお子さんは 1,812 人のうち、401 人ぐらいだろうと。残りの 1,411 人については何らかの理由で家庭養育が難しいお子さんであると。

その 1,411 の内訳を表として書かせていただきました。この中で、子供の情緒行動上の問題や保護者の明確な反対、そういった理由の他に県としては、この中で家庭復帰前提または保護者と交流中という太枠で囲ったところ、合計で 333 人、ここの部分について、現状で里親委託が可能な 401 人に加えて、ここの部

分を今後の県の取組によって里親委託に取り込んでいけないかと考えてみました。

結論を申しますと、10 ページの設定案のところ、上から 3 行目辺りのところに目立つように委託率という行がございます。現状では 1,812 人に対して、委託可能な数が 401 名と大体、22 パーセントぐらい。これは必ずしも里親委託率とイコールではないんですけども、これが 5 年後には 629 名で 32 パーセント、10 年後には 820 名で 41 パーセント。401 と先ほどの家庭復帰前提、保護者と交流中の 333 を併せて、母数が増えてまいりますので、若干、調整をいたしまして、それらの子供 820 名が、里親委託が何とか可能であろうということで推計をいたしました。その場合に全体に対する委託率は 41 パーセントになります。

なお、単純に入所期間で仕分けをして、その子供が全部里親委託をした場合に下から 4 行目にありますように、51 パーセントということで、そこについては難しいと考えております。

11 ページですが、大学等進学率については、これが全て退所後の児童の全体像ではないのは分かっているのですが、自立が可能な子供は学習能力を向上させたり、いわゆる自己肯定感を身に付けさせて、支援をして、最終的には大学や専門学校に進学をして、スキルを身に付けて自立をする方向につなげるというのは、一つの目標値として妥当であると考えております。これは、県の 5 年計画の中での目標値として採用しているものでございます。

昨年のデータですが、大学、専門学校等の進学率が全県で 28 パーセント、県 5 年計画の目標値が 27 パーセント。既に上回っているかと申しますと、毎年、上限のある数値でございますので、必ずしも 30 年、31 年がこれを上回るという保証はないんですけども、今後の目標としては緩やかに伸びていって、30 パーセントぐらいを目標設定案として考えました。

今後、具体的に計画を作成していく上で、児童や施設や市町村など、意見聴取をしていきたいと考えております。5 月から 8 月にかけて取り組んでまいりますので、現在の案につきましては 12 ページ、13 ページをご覧ください。

●栗原委員長 今説明いただいた資料関係について、御意見等については後で個別に事務局にいただきたいと思えます。最後の今後の計画とアンケート等の案もありますけれど、中身について、この委員会はどう関わりを持つのでしょうか。

●岩崎課長 最後のページ、13 ページにあるんですけども、アンケート項目、ヒアリングの項目を考えましたが、ご覧になって、こういうのも付け加えたほうがいいのか、そういう案があれば、2 週間後ぐらいまでに御意見があれば、子供たちに・・・。

●栗原委員長 もう 1 回、おさらいします。

前回の委員会の流れで公聴会について、冒頭、説明ありまして、御意見いただいた小寺委員も事前には了承しているということで。アンケート調査等々と県民コメントで代用すると、こういう確認が取れました。

1 ページの 5 番の項目、国の示している項目と数の違い、県なりの整備ということは分かりましたが、国との整合性や、どう繋がるのかという説明がなされれば良いかと思えます。

子供を虐待から守る地域づくりに関しては、特に市町村関係については子育て世代包括支援センター等々、努力義務が課されておりますので、数値を示すことによって促進していくという辺りが意見あったかと思えます。

また、児相関係では中核市については少し大きいかなということありました。

警察等の関係については、行き違いが今までもありましたけれど、連携を深めて一緒にやってくという関係は強化されつつありますが、工夫が必要ではないか。だから、単なるケース情報の共有ではないということと、連携強化の一環であるということです。何年か前にイギリスの警察、お邪魔したら、児童保護機関と警察、全国的に情報共有していると聞きました。

3 ページに関して、一時保護所が一番、課題が大きいということですね。お医者さんに関しても簡単にはいかないけど、準備が必要だろうということ、子供の代弁者の立場、未成年後見人制度もありますけれど、子供を代弁する制度について整理して書いたほうが良いのではないかとことです。

里親さんも関しては、年齢が上がっていることと、委託した後の不調のデータの整理、さいたま市と何でも

一緒っていうことではなく、別に県の動向等、比較できるものが必要ではないかということでしたね。

あとは施設関係に関しては施設の機能強化。個別職員の能力アップ、ソーシャルワーク機能の強化を図るための対応をお願いしたいということ。個々の子供、障害児の問題は大きいですけど、アセスメントをどのようにするかという辺りで施設の機能強化を図る手だても書き出しをお願いしたいと。

意見を述べた委員さんには事務局のほうからもう1回、どういう文言の組み込みがよろしいのかというようなやりとりをしていただきながら、素案づくり、お願いしたいと思います。

- 岩崎課長 9 ページ、10 ページ、里親委託率を 10 年後は 41 パーセントにという目標を立てております。5 年間の計画で、5 年後令和 6 年に 32 パーセントの計画を立てております。この数値について、計画の目玉の一つになりますので、ご検討いただくということで。

様々な取組の目標を設けて進めていくと。見直しを行い、5 年後もあらためてこの目標が、41 パーセントが適当かどうかという見直しをして、目標を立てていければと考えております。

- 栗原委員長 現場では 3 年後ぐらいに見直しするのかなと思いますけど、5 年後ということで。

- 岩崎課長 それに当たっては 9 ページの四角い太く囲ってある、今、家庭復帰前提、保護者と交流中、この子供たちを里親に可能な限り移してくと。目標を掲げてくるところが肝になりますので、ご検討いただければと思います。

- 栗原委員長 やったほうが良いと思いますけれどやむを得ませんので、今日は、この場はここで、個別にご連絡いただくということで。

- 事務局(中田主幹) 資料 2、策定スケジュールを確認させてください。今年の 8 月頃に第 3 回の検討委員会を開催させていただければと思っております。この際に計画素案を出したいと考えております。それまでにアンケートを行ったり、今日いただいた宿題、御意見を踏まえたものを作りす。それから 10 月頃に第 4 回の委員会を行い、計画案を示して承認をいただくという流れで考えております。

- 栗原委員長 第 2 回委員会は以上で締めさせていただきたいと思います。

- 岩崎課長 皆さん、長時間にわたりまして御意見、ありがとうございます。細かいことから大きなことまで、貴重な御意見をいただきました。これを踏まえて計画の素案を作り、また見ていただければなと思っております。なるべく今日の御意見を反映できるように努めてまいりたいと思います。引き続き、ご支援、ご指導のほう、よろしく願いいたします。

以上